

生駒市条例第7号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の部中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の5の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の6の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の8の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表の9の部中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の10の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の11の項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表の12の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の12の2の項の次に次のように加える。

12の3	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	27,000円
------	-------------------------	---------------------------------	---------

別表第2の13の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の18の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表の20の2の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の21の項中

「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の27の項及び30の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の31の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の31の2の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表の31の3の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の32の項、35の3の項及び42の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表中44の2の項を44の5の項とし、44の項の次に次のように加える。

44の2	1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	法第87条の2第1項の規定による1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査		27,000円
44の3	1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定変更申請手数料	法第87条の2第2項の規定による1の既存不適格建築物の用途変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画の認定の変更申請に対する審査		27,000円
44の4	建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料	法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例の許可の申請に対する審査	他の用途として使用する期間が3月以内の建築物に係るもの	60,000円
			他の用途として使用する期間が3月を超える建築物に係るもの	120,000円

附 則

この条例中別表第2の5の項の改正規定（「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める部分に限る。）、同表の6の項の改正規定、同表の8の項の改正規定（「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める部分に限る。）、同表の9の部の改正規定、同表の10の項の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める部分に限る。）、同表の11の項の改正規定、同表

の 1 2 の 2 の項の次に次のように加える改正規定、同表の 1 3 の項の改正規定、同表の 1 8 の項の改正規定、同表の 2 0 の 2 の項の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）、同表の 2 1 の項の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）、同表の 2 7 の項及び 3 0 の項の改正規定並びに同表の 3 2 の項、3 5 の 3 の項及び 4 2 の項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。